

## 持続可能な地域づくりの取組の磨き上げ支援業務委託 プロポーザル実施要領

持続可能な地域づくりの取組の磨き上げ支援業務の委託事業者を選定するプロポーザルを実施するに当たり、必要な事項を次のとおり定める。

### 1 目的

物価高騰の影響で佐賀県内にある自然や文化、歴史、食等の地域資源を活かした自発の地域づくりに関する取組が縮小・停滞することなく、将来にわたって継続・拡大することを目的とする。

### 2 業務内容

別添「持続可能な地域づくりの取組の磨き上げ支援業務委託仕様書」（以下「仕様書」という）のとおり

### 3 委託期間

契約締結の日から令和9年2月26日（金曜日）まで

### 4 委託上限額

7,700,000円（消費税及び地方消費税を含む。）

### 5 参加要件

本プロポーザルに参加できる者は、以下の全てを満たす企業等とする。

なお、資格要件確認のため、佐賀県警察本部に照会する場合がある。

〈単独事業者の場合〉

- (1) 事業目的の達成のために必要な企画・運営・制作に関して、ノウハウや技術を有していること。
- (2) 緊急の打合わせ等が必要な時に、迅速に対応できること。
- (3) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当する者でないこと。
- (4) 会社更生法（平成14年法律第154号）又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき更生手続開始又は民事再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。
- (5) 公募開始の日の6か月前から契約の日までの間、金融機関等において手形又は小切手が不渡りとなった者でないこと。
- (6) 佐賀県発注の契約に係る指名停止措置若しくは入札参加資格停止措置を受けている者又は佐賀県発注の請負・委託等契約に係る入札参加一時停止措置要領に該当する者でないこと。
- (7) 自己又は自社の役員等が、次のいずれにも該当する者でないこと、及び次のイからキまでに掲げる者が、その経営に実質的に関与していないこと。

ア 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）

イ 暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員を言う。以下同じ。）

- ウ 暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者
- エ 自己、自社若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって暴力団又は暴力団員を利用している者
- オ 暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与する等直接的又は積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与している者
- カ 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者
- キ 暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれらを利用している者

〈複数事業者による共同事業者の場合〉

(1) 全ての構成員が上記〈単独事業者の場合〉の(1)から(7)までの条件を満たすこと。  
共同事業者と契約を行う場合は、共同事業者の全てを一括して契約の相手方とし、契約に関する責任は共同事業者の構成員全てが負うこととする。

(2) 全ての構成員は、ほかの共同事業者の構成員ではないこと。また、単独で提案を行っていないこと。

## 6 募集方法

県ホームページにプロポーザルを実施する旨の案内を掲載する。

## 7 実施方法

プロポーザル方式により、受託事業者を決定する。なお、プロポーザルは、企画書及びプレゼンテーションにより審査するものとする。

### (1) オリエンテーション（説明会）について

オリエンテーションは県のWEB会議システム（Microsoft Teams）を利用し、インターネットを介して行う。なお、説明会への参加の有無は、プロポーザルの参加要件ではありません。

① 日 時 令和8年5月11日（月曜日）9時30分～

### ② 参加申込先

ア 申込方法 E-mail

イ 参加申込先 [sagasousei@pref.saga.lg.jp](mailto:sagasousei@pref.saga.lg.jp)

ウ 記載内容 表 題：オリエンテーション（「持続可能な地域づくりの取組の磨き上げ支援業務委託参加」申込）

本 文： 会社名等、担当部署名、参加者氏名、電話番号、メールアドレス

エ 申込期限 令和8年5月7日（木曜日）17時00分まで

### ③実施方法

ア 参加申込み後、県からWEB会議システムへのアクセス方法などを記載した案内メールを送付する。

イ アのメールでの案内に従い、①で指定した時刻に県のWEB会議システムにアクセスし、参加する

※参加にあたり、インターネットに接続可能なパソコン（WEBカメラ、マイクを含む）、タブレット、スマートフォンのいずれかをオリエンテーションまでに参加者自身で用意すること。

※タブレット又はスマートフォンを使用して参加する場合は、指定アプリ（Microsoft Teams）をオリエンテーション当日までにインストールしておく必要がある（パソコンの場合はインストール不要）。

## （２）参加資格の確認

本プロポーザルに参加を希望する者は、参加資格要件に応じ、次に掲げる書類を提出し、参加資格の確認をうけること。

- ① 提出期限 令和8年5月15日（金曜日）17時まで
- ② 提出場所 佐賀県地域交流部 さが創生推進課 自発の地域づくり担当  
（佐賀市城内1丁目1-59 佐賀県庁新館7階）
- ③ 提出書類 ア 参加申込書（様式1-1, 又は1-2及び1-3） 1部  
イ 実績書（様式2） 1部  
ウ 誓約書（様式3） 1部  
エ 会社概要（パンフレットでも可） 1部
- ④ 提出方法 郵送または持参（期限内必着）  
注）郵送の場合は、配達事故を防ぐため、配達記録が残る方法とすること。
- ⑤ 参加資格の確認結果は、文書により令和8年5月18日（月曜日）までに通知する。

## （３）仕様書等に対する質問書の受付等

本業務の仕様書等に関する質問については、様式4「仕様書等に対する質問書」に質問内容を記載し、令和8年5月13日（水曜日）17時までに「17 提出先（問合せ先）」内の電子メールアドレスへ送信すること。

質問を受理した場合、質問のあった者に対しては速やかに電子メールで回答し、県のホームページ上で閲覧に供する。

## （４）企画提案書の提出

- ①提出期限 令和8年5月25日（月曜日）17時まで
- ②提出場所 佐賀県地域交流部 さが創生推進課 自発の地域づくり担当  
（佐賀市城内1丁目1-59 佐賀県庁新館7階）
- ③提出書類  
ア．企画提案書 7部  
※別添「持続可能な地域づくりの取組の磨き上げ支援業務委託企画提案書作成要領」に沿って作成すること。  
イ．見積書 7部  
見積価格は、審査における評価項目の一つであるため、企画内容と経費の関係が分かる内訳を記載すること。  
※別添「持続可能な地域づくりの取組の磨き上げ支援業務委託企画提案書作成要領」に沿って作成すること。  
※見積書に記載する金額は、見積もった契約希望額（消費税及び地方消費税を含む金額）と

する。

④提出方法 郵送または持参（期限内必着）

注）郵送の場合は、配達事故を防ぐため、配達記録が残る方法とすること。

（５）企画提案書等の取扱い

ア 提出後の提案書及び添付資料の変更、差し替え等は認めない。ただし、誤字脱字等の軽微なものは除く。

イ 本企画提案の応募に係る経費は、全て参加事業者の負担とする。

ウ 提出された提案書及び添付資料は返却しない。

エ 提案書及び添付資料の記載事項は、原則として全て履行しなければならない。

（６）プロポーザル（プレゼンテーション）の開催

①日 時：令和８年５月２７日（水曜日）１３：３０～

②場 所：佐賀県庁 新館 ７階 地域交流部内東会議室

③その他：プレゼンテーションは参加者毎に行う。参加者毎の開始時間は別途連絡する。

（７）審査会の開催

①審査員は、別表「評価基準」に従い審査を行い、審査の結果、最優秀提案事業者を選定し、その者を契約交渉の相手方として特定する。

②提案書の内容に未記入箇所がある場合、添付資料等の不備により記載内容が確認できない場合は、該当する評価項目は０点とする。

③ 最優秀提案事業者となるべき評価点の最も高い者が２人以上あるときは、企画内容の評価点が高い者を最優秀提案事業者とする。

④最低基準点は総合点の６割とする。

⑤参加者が１者のみであった場合にも、審査会において企画提案書及びプレゼンテーションに基づく審査を行い、本業務を実施するにふさわしいか否かを評価する。

（８）結果の通知

文書により令和８年５月２９日（金曜日）までにすべての参加者に対し通知する。

８ 業務の委託契約

審査会により選定された最優秀提案事業者と仕様協議を行い、改めて見積書を徴収し、当該業務に係る随意契約を締結する。

９ 実施スケジュール（予定）

- |                    |                 |
|--------------------|-----------------|
| （１） 令和８年４月２８日（火曜日） | 県ホームページでの公募開始   |
| （２） 令和８年５月７日（木曜日）  | オリエンテーション参加申込期限 |
| （３） 令和８年５月１１日（月曜日） | オリエンテーション       |
| （４） 令和８年５月１３日（水曜日） | 仕様書等に対する質問書提出期限 |

- (5) 令和8年5月18日（月曜日） 参加資格確認申請書提出期限
- (6) 令和8年5月25日（月曜日） 提案書提出期限
- (7) 令和8年5月27日（水曜日） プレゼンテーション・審査会
- (8) 令和8年5月29日（金曜日） 委託業者決定
- (9) 令和8年5月29日（金曜日）～ 仕様協議、契約、事業着手

## 10 契約保証金

- (1) 契約締結の際に、契約金額の100分の10以上に相当する金額を納付すること。
- (2) 契約保証金の納付に代えて、佐賀県財務規則第116条の規定に基づき、担保を供することができる。
- (3) 次の各号のいずれかに該当する場合は、契約保証金の納付を免除する。
  - (ア) 県を被保険者とする履行保証保険契約（見積金額の100分の10以上）を締結し、その証書を提出する場合
  - (イ) 国、地方公共団体等において、当該契約と同種かつ同規模の契約を締結し、これらのうち過去2年間に履行期限が到来した契約を適正に履行した実績を有しており、かつ、その者が当該契約を履行しないこととなるおそれがないと認められる場合
  - (ウ) 随意契約を締結する場合において、契約の相手方が契約を履行しないこととなるおそれがないとき。

## 11 プロポーザルの取りやめ等

- (1) 審査員への接触などプロポーザルを公平に執行することができないと認められるときは、当該プロポーザル参加者をプロポーザルに参加させず、またはプロポーザルの執行を延期し、若しくは取りやめることがある。
- (2) 天災地変その他のやむを得ない事由によりプロポーザルをすることができないと認められるときは、プロポーザルの実施を延期し、若しくは取りやめることがある。

## 12 失格要件

次のいずれかに該当する者は失格とし、プロポーザルに参加できないこととする。

- (1) 参加要件を満たさない者
- (2) 当該プロポーザルについて不正行為を行った者
- (3) 1人で2以上の提案をした者
- (4) 佐賀県暴力団排除条例（平成23年佐賀県条例第28号）第2条第4号に規定する暴力団等
- (5) 上記に掲げるもののほか、競争の条件に違反した者

## 13 費用負担

プレゼンテーション、企画提案書の作成及び提出に要する費用は、すべて参加者の負担とする。

## 14 留意事項

- (1) 提出物は返却しない。

- (2) 虚偽の掲載をした参加申込書等は無効とする。また、参加要件を満たさない者又は委託事業者選定までの間に参加要件を満たさなくなった者が提出した参加申込書等は無効とする。
- (3) 県が提供する資料以外は、独自で入手等を行うこと。
- (4) 企画に際して、業務委託先として採用されないこともある点に十分留意し、関係者とトラブルのないようにすること。
- (5) 公正な審査を妨害する恐れのある、あらゆる行為を禁止する。
- (6) 受託者と県は、必要に応じて適宜打合せを行うなど、綿密な連携を取りながら事業を実施するものとする。
- (7) 説明会及びプロポーザル参加に係る経費は、参加者の負担とする。

#### 15 情報漏えいの禁止

受託事業者は、個人情報の重要性を認識し、個人情報を扱う者の倫理及び良識ある判断に基づき、個人情報の管理を徹底し、個人情報の漏えい等のないように万全の注意を払わなければならない。

また、個人情報の取り扱いには、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）に基づき、適切に管理するものとする。

#### 16 遵守事項

受託事業者は、契約の履行にあたって、本委託業務の意図及び目的を十分に理解したうえで、最高の技術を駆使するとともに、本県職員の指示を遵守し、誠実に実施しなければならない。

また、受託事業者は、受託事業の実施にあたり、関連する法律等を遵守しなければならない。

#### 17 提出先（問合せ先）

佐賀県地域交流部さが創生推進課 自発の地域づくり担当

所在地：〒840-8570 佐賀市城内一丁目1番59号(県庁新館7階)

電話：0952-25-7505

FAX：0952-25-7423

E-mail：[sagasousei@pref.saga.lg.jp](mailto:sagasousei@pref.saga.lg.jp)

別表1 「評価基準」

項 目		基 準	配点
企画内容に対する評価	事業目的と整合性	・事業の趣旨を理解し、仕様書でこちらが求める事項について、漏れなく入っているか。	10
	企画内容の創造性	・各地域づくり団体への円滑な聞取りを実施できるような効果的な提案（課題を引き出す手法等）となっているか。 ・物価高騰の影響の有無にかかわらず、持続可能な地域づくりの取組ができるような効果的、魅力的な提案になっているか。	20
	内容の妥当性	・実現可能な内容となっているか。	5
実施体制の評価	専門性	・本業務の遂行に必要な専門知識・経験を有すると認められるか。	25
	業務遂行の体制	・本業務の遂行に必要な人員の確保がなされているか。	20
	スケジュール	・業務の全体スケジュールが的確に示され、現実的なスケジュールとなっているか。	10
経費の妥当性	経費の妥当性	・企画内容ごとの内訳の見積額は妥当か。	10
総 合 点			100

※最低基準点は総合点の6割とする。